

いりまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2018.11.30

218

号

発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会

〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705

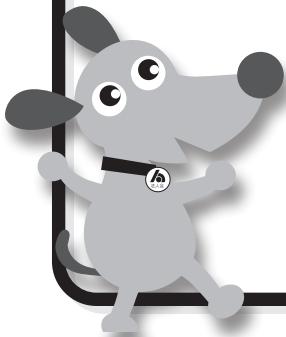
印刷／株松弘堂



第35回法人会全国大会「鳥取大会」

主な内容

第35回法人会全国大会「鳥取大会」写真	P 1
法人会平成31年度税制改正提言	P 2, 3
国税庁 10年後を見据えた税務行政の将来像を掲げる	P 4, 5
働き方改革法が成立、施行へ！	
変動する実務で中小企業が留意すべき点とは	P 6, 7
石巻の歴史から⑪「天保の飢饉 その②網地島の場合」	P 8, 9
事業報告	P 10~12
新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定	P 13
企業の皆様「法人会自主点検チェックシート活用していますか？」	P 14
石巻税務署より「税についてのあなたの相談 まずはお電話で！」	P 15
石巻法人会受託会社のご紹介	P 16



政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めるなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

I 税・財政改革のあり方

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019

税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

確保のために不可欠である。

2. 社会保障制度に対する

基本的考え方

社会保障給付費は公費と保

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与えることから、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求める。

まいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。

法人会は、平成31年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係省庁に対して、私たちの声の実現に向けたオピニオン活動を展開して参ります。
多岐に亘る提言を行っていますが、要約掲載いたします。

財政健全化は国家的課題。 目標の早期達成に向けて全力を！

法人会は、平成31年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係省庁に対して、私たちの声の実現に向けたオンライン活動を展開して参ります。
多岐に亘る提言を行っていますが、要約掲載いたします。

法人会 平成31年度税制改正提言

隙料で構成されている。適正化、「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金全国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために直接に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

3 行政改革の徹底

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。残念でならない。

にもかかわらず、政府・議会とともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは、議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬ。

つては、地方を含めた政府・議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬ。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- 国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになつてはいるが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

O E C D 加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となつており、依然として我が国の水準は高い。

このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

また、昭和56年以来、80

III 経済活性化と中小企業対策

OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となつており、依然として我が国の水準は高い。

このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

また、昭和56年以来、80

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請者に対する制度の周知を行い、認定に当たつては弾力的に対処すること、及び適用期間(平成31年3月31日まで)を延長すること。

(2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対して同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

② 国は円滑な事業承継が団結するよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、5年内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

国税庁は、現時点で考えられる概ね10年後の税務行政のイメージを示した「税務行政の将来像（スマート化を目指して）」を公表しています。税務行政の将来が何を目指して、どのように変化しているか。

国税庁

10年後を見据えた 税務行政の将来像 を掲げる

いくのか、企業納税者としても関心が集まる所です。将来の税務行政をイメージしていく前提として、国税庁では、①国税庁の使命（ミッション）とは何かを明示し、②税務行政を取り巻く環境がどのように変化しているのか、その将来像をイメージするにあたって、③検討の目的を示しています。

財務省設置法第19条には、国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が定められ、申告納税制度の下で、納稅者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが、国税の使命（ミッション）とされています。

経済取引のグローバル化で海外投資や海外取引も増加するとともに、マ

加するとともに、国際的な租税回避への対応や富裕層に対する適正課税の確保、さらには大口・悪質事業への対応と行政領域が拡大する中、国税庁の定員は平成9年のピーク時から約2.7%減少し、一方では所得税の申告件数や法人件数は平成元年比で約30%の増加傾向にあり、適正かつ公平な賦課・徴収を実現する上では、現実的に乖離が見られています。

その中で、国税庁では納稅者の理解と信頼を得て、国税庁の使命を十分に果たしていくため、税務行政の透明性の観点から中長期的に目指すべき将来像を明らかにし、着実に取り組んでいくため、この将来像を公表したものです。

度化して事務運営の最適化を進め、さらには納稅者の利便性を考慮すると、税務行政の将来像を形作るコア（核）を担うものと位置付けられています。

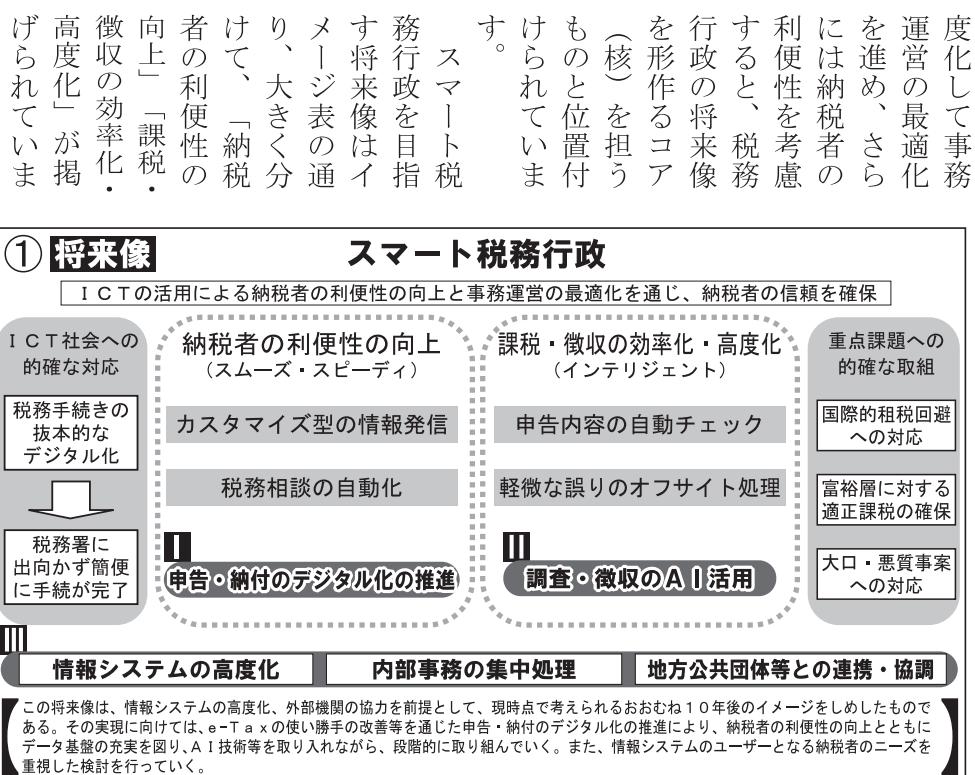
ICTやAIがコアを担う税務行政

将来の税務行政を考えていいく上では、環境の変化が見逃せない所です。ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）の活用技術が進展するとともに、マ

イナンバー制度の導入で国民一人ひとりがアクセスできるマイナポータルも活用できる環境へと変化していくとしています。

ICTやAI活用は、課税・徴収事務を効率化・高

① 将来像



ど多様なチャネルによる相談・回答を図るとともに、AIを活用し相談内容の分析を行い、システムが自動的に最適な回答を相談者に自動表示していくことなど

が考えられています。申告から納付までの税務

手続きを抜本的にデジタル化し、税務署に出向かず、スマートかつスピーディに手続きが完了する環境を構築し、納税者の利便性を向上させていく狙いがあります。

一方、「課税・徴収の効率化・高度化」では、申告データや資料情報データに加え、インターネットや他の行政機関からの情報収集などにより保有情報を充実させ、これらの情報をAIや分析ツール等を活用した申告審査や調査選定等に役立て、効率的な運用を図るとしています。

その際、申告されたデータで軽微な誤りがあつた場合には、電子的な手段やコールセンターからの電話等により、納税者へ是正を依頼するといった、オフサイトによる処理を行うとした効率的な対応を講ずることが考えられています。

国税庁では、この「課税・徴収の効率化・高度化」の中で、図表のようにイメージを表示しており、企業納税者として高い関心を抱く税務当局での自社の分析・

検討・調査選定がどうなるかが理解できるものと思われます。

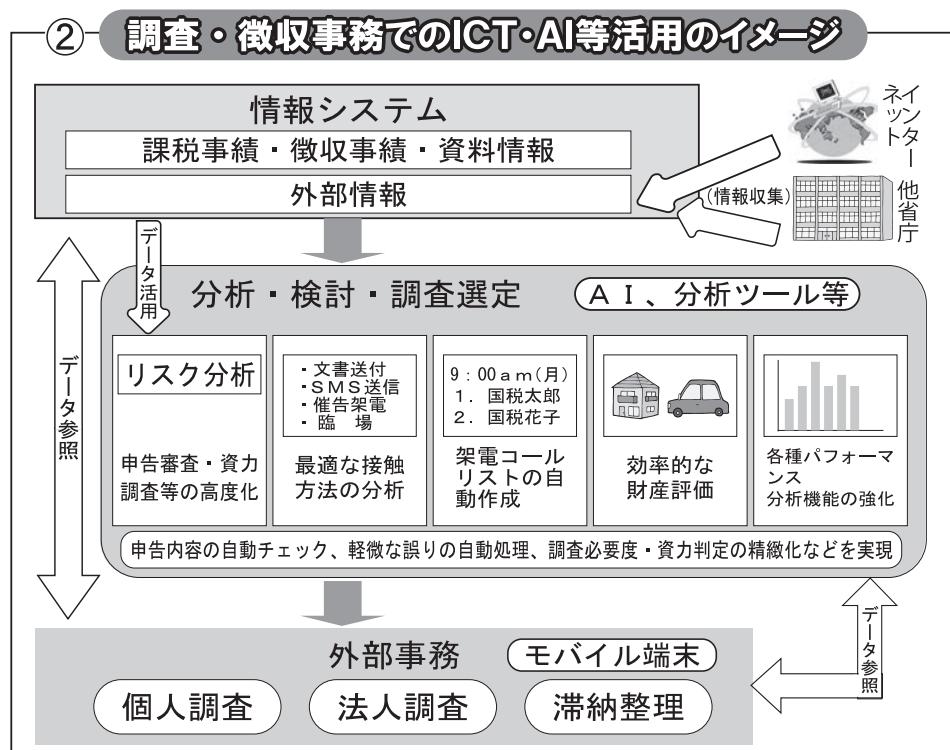
また、実地の調査では、モバイル端末を用い、現場でリアルタイムに調査で必要な資料情報等の各種データ等を検索・閲覧すること

検討・調査選定がどうなるかが理解できるものと思われます。

また、実地の調査では、モバイル端末を用い、現場でリアルタイムに調査で必要な資料情報等の各種データ等を検索・閲覧すること

により、効率的・効果的な調査を実施することもイメージされています。

いずれにしても、ICTやAIが課税・徴収事務の効率化・高度化を実現するとともに、ペーパレス化を加速させる流れにあります。【図表②】



既に平成30年度税制改正でも

税務行政の将来像の実現に向けての取り組みが国税庁で順次行われていますが、この方針に基づき、平成30年度税制改正でも、申告データを円滑に電子提出ができるよう次のような改正が行われています。

- 大法人に平成32年4月以後開始する事業年度（課税期間）から法人税等の電子申告が義務付けられました。
- 平成30年4月以降の法人の電子申告については、代表者の電子署名のみで提出可能になりました（経理責任者の電子署名は不要）。
- また、代表者の電子署名に代えて、当該代表者の委任状を添付することにより、委任を受けた役員・社員の電子署名で提出することも可能になりました。
- 平成30年4月以降、イメージデータで送信された添付書類が一定の解像度・階調の要件を満たしていれば、添付書類の紙原本の保存が不要となりました。

従来は、税務署長の求め

に応じて紙原本を提示・提出する義務がありました。これが廃止となりました。

● 法人税申告書の別表のうち、明細記載を要する部分（所得税額の控除に関する明細書（別表6（1）など）について、現状のデータ形式（XML形式）に加え、CSV形式による提出が平成31年4月以降、可能となります。その際、CSVデータ作成用の標準フォーム（Excel）が国税庁から提供される予定です。

● 平成32（2020）年4月から、法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により、法人事業税（地方税）の申告における財務諸表の提出が不要となります。

これから「税務行政の将来像」に基づき、納税環境が大きく変革していく時代にあって、企業納税者としても最大の関心を寄せて、推移を見極めていきたいもののです。「税務行政の将来像」は下記サイトを！。

条の第7項は、有給休暇の強制付与について規定しています。

つまり、10日以上年次有給休暇を保持している者に
対して、5日については労働者ごとに、その時季を決
めて与えなくてはならない
のです。もちろん、60歳超
の嘱託社員やアルバイトや
パートタイマーも対象です。

これは強制なので、労働者が拒んだとしても、付与しなくてはいけなくなります。

正社員の場合は、賃金のカットせずに休暇を与えるという措置で済みますが、パート等の場合は、通常勤務する賃金分を新たに支払うことが要請されます。

不合理な格差是正（中）
小企業は平成33年4月1日）

改正安衛法第60条の8の3では「事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省会で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない」と定められています。

**労働時間の状況把握
義務（平成31年4月
1日施行）**

し、新パート法に統合しています。

なお、パート労働法は名称が変わり、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パート・有期雇用労働者法」といいます）になりました。

答えは一律ではありません。
なお、待遇差を考慮する
上で、①業務の内容及び当
該業務に伴う責任の程度（こ
の2つを併せて「職務の内
容」といいます）、②職務
の内容及び配置の変更の範
囲、③その他の事情の3要
素を企業ごと考慮すること
になります。

献である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

不合理な格差是正（中）
小企業は平成33年4月1日）

具体的な把握方法は、省められています。

で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない」と定められています。

3では「事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令

今後、両美団の機能引継が期待されることを踏まえ、使用者による労働時間の把握義務が法定化されました。

なお、パート労働法は名称が変わり、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パート・有期雇用労働者法」といいます）になりました。

どういう場合が不合理に当たるのか、については先行して発出された「ガイドライン」があるので、それを参照していきます。

る」となります。
したがって、現就業規則の見直しが必要になつてきます。

●おわりに

働き方改革法案の一番のキモは、不合理な待遇差の

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・嘱託社員・パートタイマー・アルバイトなどと待遇差をつける場合の留意点について、包括的に規定しています。

アルバイトなどと待遇差をつける場合の留意点について、包括的に規定していくます。

労働条件は、賃金・労働時間などいろいろあります
が、その「それぞれ」について、待遇の適正差異・廃止を検討することが求められます。

労働条件は、企業ごとい
ろいろな考え方があるため、

賞与について、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の貢

ンを見ますと、例えは
母について次のような記
かあります。

見込んで「行政型ADR」を整備するとしています。インパクトのある改正ですが、十分な準備をしていきましょう。

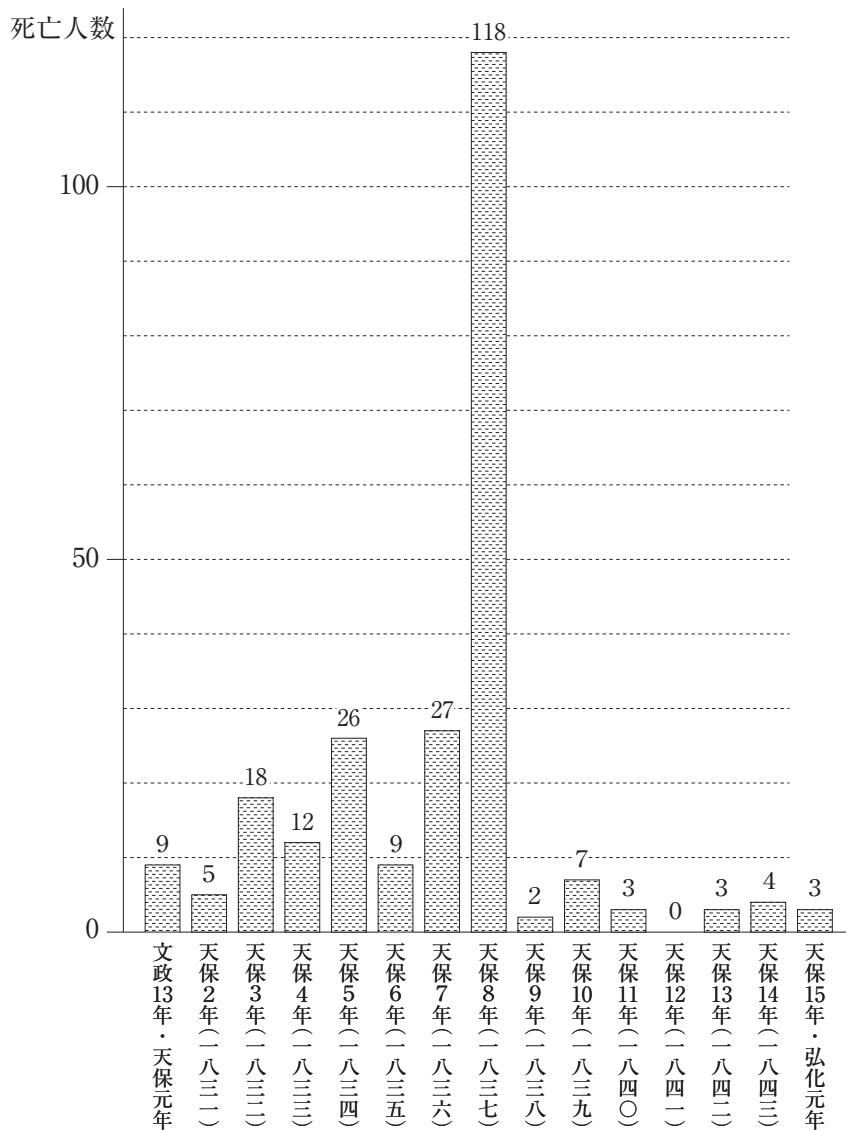
石巻の歴史から ⑪

天保の飢饉

石巻市芸術文化振興財団

理事長
阿部和夫

第1図 網地浜(常春寺)における天保年間の死亡者数



たと推察されています。また天
明年間（一七八一～一七八九年）
には「龍藏院」と呼ばれる金山
の坑夫達の祈祷寺がありました
が、両寺とも今は存在していま
せん。

このように一時期のみ存在し
た寺はあつても、江戸時代全般
を通じて浜の人々と密着し、且
那寺となっていたのは常春寺だ
けでした。それ故、常春寺にお
ける死亡者の記録は、網地浜全

網地浜は、牡鹿半島の南端鮎川港から約五km程離れた網地島にあり、島の西北部に位置した集落です。江戸時代の網地浜は、牡鹿郡の浜方十八成組に属し、島にあるもう一つの集落「長渡浜」と共に仙台藩の直轄地でした。

体の死亡者数として把握するこ
とが出来ます。

網地浜の一年間の死亡者数は、平常な年であれば十人未満で推移してきました。ところが、天保三年と五年、そして天保七年から八年にかけてが高い数値を示しています。なかでも天保

.....

違います。まず落ち着きを

期間中、網地浜の命を守ること

八年が異常な状況の年であつたことが分かります。

※ 飢餓に襲われていた網地浜では、どんなことが起こっていたのでしょうか。

た四月になると母親も死亡し、その後四月二十四日には与四郎の妻も幼子の後を追うように亡くなっています。愛する家族の一人が亡くなつても辛いもので、す。二か月の間に六人の家族に先立たれ、取り残された与四郎の心情は如何ばかりか察するに余りあります。

このように、短期間で数人の家族に死なれた例は、この外に

第1表 池の浜 与四郎の場合

年	死亡した人とその月日
天保元年	
2年	
3年	
4年	
5年	
6年	
7年	
8年	3月 2日 与四郎親（信士） 3月 8日 与四郎祖母 3月 26日 与四郎妹 3月 26日 与四郎伴 4月 4日 与四郎親（信女） 4月 24日 与四郎妻
9年	

第2表 網地浜 五郎兵衛の場合

年	死亡した人とその月日
天保元年	
2年	11月 15日 五郎兵衛
3年	
4年	
5年	
6年	
7年	
8年	3月 12日 五郎兵衛妻 3月 12日 五郎兵衛伴（幸右衛門） 3月 12日 同人伴（秀五郎） 3月 12日 同人伴（長吉） 3月 12日 同人伴（菊之助）
9年	

第3表 屋号 小濱(集落名不明)の場合

年	死亡した人とその月日
天保元年	
2年	
3年	5月 8日 五郎右衛門
4年	
5年	3月 14日 五郎治母 8月 30日 五郎治子（童子）
6年	
7年	
8年	2月 27日 嘉吉（五郎治との関係不明） 3月 14日 五郎治 3月 14日 五郎治女房
9年	

も幾つも見られます。

第2表に示したのは、同一家族の何人かが全く同じ日に死亡している事例です。

網地浜の五郎兵衛は、天保二年に死亡していますが、六年後の天保八年にその妻と四人の息子が、三月十二日という同じ日に死亡しているのです。五人の家族が同じ日に死亡するという死因は何だったのでしょうか。

先ず考えられるのは海難事故で、次いで病死です。病死とした場合、同じ日と言うことから食中毒的なものが疑われます。

この網地浜の五郎兵衛の外に、同じ日に家族がまとまって死亡している事例は、網地浜の金右衛門、網地浜の善蔵、池の浜の善兵衛の家族等にもみられます。

家族の死亡に留まらず、その家そのものが消滅してしまったのではないかと考えられる事例

もあります。記録の中に「小濱（オバマ）」と言う屋号が書かれていたことにより、その人間関

のは、生活に行き詰まり、前途も把握できてそれをまとめたのは、生きる望みを失って、家族全員が何らかの方法で自らの命を断つたという可能性です。

この「小濱」の家では、六年もが、第3表です。

祥月命日でした。

網地浜は、天保という年号（十五年）の間に、三回の飢饉被害を受けました。

死亡者が続出することは、家の間に二世代の当主夫妻が亡くなっています。五郎治夫妻には右衛門が死亡し、五郎治が跡を継ぎました。二年後の天保五年三月十四日に五郎治の母（五郎右衛門の妻）が死亡し、八月には五郎治の息子が死亡します。

子どもが居たかは不明です。居たとしても、祖父母、両親のいなくなつた家を、子どもだけでは五郎治の息子が死亡します。維持するのは困難だと思います。そこで私は「小濱」と言う息子です。三年後の天保八年二月に嘉吉（五郎治との関係不明）が死亡し、翌三月十四日

という同じ日に、五郎治とその妻が亡くなっています。この日は、奇しくも五郎治の母親の教示して戴きました。

屋号の家が現存しているかどうかを網地浜で調べてみました。

次回は、家族の死亡でとり残された高齢者が、どのようにしてその危機を乗り切ったかという具体的な例を紹介します。

※

第35回法人会全国大会 「鳥取大会」



日付 平成30年10月11日(木)
会場 ホテルニューオータニ鳥取ほか
参加者 尾形副会長 大河原副会長

新設法人説明会



日付 平成30年8月23日(木)
会場 石巻ルネッサンス館
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括上席調査官 熊谷 久氏
参加者数 3名(新設法人のみ)

総務管理講座(全10回)



日付 平成30年10月15日(月)~11月5日(月)
会場 石巻商工会議所
参加者 30名(法人会・会議所会員のみ)

各支部消費税軽減税率制度 税務研修会並びに支部報告会

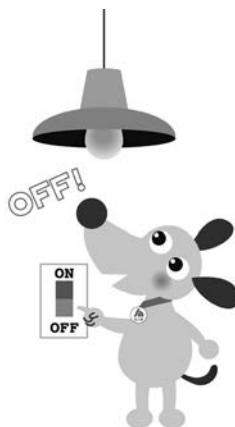


【女川支部】 平成30年8月31日(金)
会場 女川町まちなか交流館
参加者 14名
【かほく支部】 平成30年9月11日(火)
会場 かほく商工会本所
参加者 23名
【東松島支部】 平成30年9月12日(水)
会場 東松島市商工会本所
参加者 28名
【河南桃生支部】 平成30年9月26日(水)
会場 河南桃生商工会本所
参加者 33名
【石巻支部】 平成30年9月27日(木)
会場 石巻商工会議所
参加者 46名
講師 石巻税務署法人課税第一部門
統括国税調査官 板垣 淳氏

消費税軽減税率法説明会 並びに年末調整説明会へ協力



日付 平成30年11月15日(木)・
16日(金)・19日(月)・20日(火)
会場 石巻河北総合センタービックバン
女川町まちなか交流館
東松島コミュニティーセンター
参加者 全会場計647社



第36回法人会親睦ゴルフ大会



日付 平成30年11月7日(水)
会場 松島チサンカントリークラブ
参加者 44名(会員のみ)

事業報告

本部会

新石巻税務署長へ表敬訪問



日付 平成30年7月23日(月)
会場 石巻税務署
参加者 8名

河南桃生支部主催 楽天イーグルス観戦バスツアー



日付 平成30年8月5日(日)
会場 楽天生命パーク宮城
参加者 45名(会員のみ)

簿記実務講座(全6回)



日付 平成30年8月20日(月)~9月5日(水)
会場 石巻商工会議所
講師 東北税理士会石巻支部所属
株式会社山本会計with
所長 山本 英寿氏
参加者数 32名(会員のみ)

国會議員及び地方自治体へ 「平成31年度税制改正要望提言活動」

日付 平成30年11月27日(火)
会場 石巻市・東松島市・女川町・石巻市議会・安住淳事務所



石巻市



東松島市

移動検診車による健康診断



日付 平成30年7月7日(土)
担当医療機関 (一財)宮城県成人病予防協会
平成30年9月15日(土)
担当医療機関 (医社)進興会せんだい総合健診クリニック
会場 石巻ルネッサンス館



女川町



石巻市議会



安住淳事務所

防災料理教室



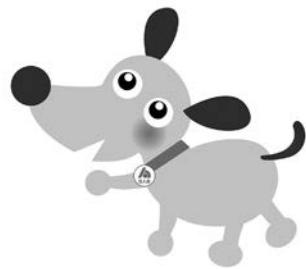
日付 平成30年11月2日(金)
会場 JAいしのまき
参加者 15名(一般参加を含む)

2018いちごプロジェクト 夏うちわ配布



日付 平成30年9月8日(土)
会場 桃生植立山公園
参加者数 6名(部会員のみ)

女性部会



税を考える週間イベント 「税はみんなの応援団」



日付 平成30年11月17日(土)
会場 イトーヨーカドー石巻あけぼの店
来場者 223名

設立20周年記念事業 「台湾視察研修会」



日付 平成30年10月24日(水)～27日(土)
会場 台湾市内ほか
参加者 10名(部会員のみ)

税務研修会 「学ぼう税のあれこれ」



日付 平成30年8月29日(水)
会場 石巻ルネッサンス館
講師 石巻税務署 署長 佐々木 匡之 氏
参加者数 14名(会員のみ)

第32回全国青年の集い岐阜大会

日付 平成30年11月9日(金)
会場 長良川国際会議場ほか
参加者 4名(部会員のみ)

租税教室②

日付 平成30年11月21日(水)
会場 石巻市立広瀬小学校
児童数 6学年30名
講師 部会長 菊地 敏宏 氏

**一般社団法人静岡法人会
青年部会との交流会**

日付 平成30年9月14日(金)
会場 静岡市役所ほか
参加者 3名(部会員のみ)

租税教室⑪

日付 平成30年9月11日(火)
会場 石巻市立稲井小学校
児童数 6学年50名
講師 部会長 今野 英樹 氏
副部会長 加納 茂信 氏

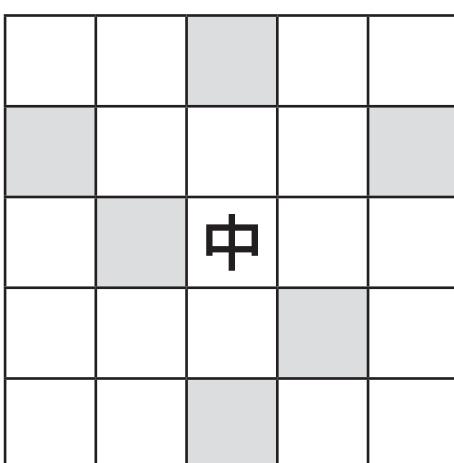
青年部会**今さら聞けないマナー講座**

日付 平成30年7月6日(金)
会場 大もり屋本店
講師 (株)ウィルファースト
代表取締役社長 植田 絵美子 氏
参加者 26名(会員・非会員含む)

《漢字を使ったクロスワード・パズル》

この11月には、トランプ大統領の今後を占う米国の「中間選挙」があります。そこで、中間の「中」の字の音読み(チュウ)と訓読み(ナカ)をヒントにクロスワード・パズルを解いてください(タテ・ヨコのカギは順不同です)。

- ◇法人会のポスターにある言葉「税を〇〇〇に、強い経営を。」
- ◇旅情を誘う〇〇〇列車での旅
- ◇将棋の駒。裏には「馬」と書いてあります
- ◇「〇〇からぼた餅」
- ◇職権を乱用して〇〇〇を肥やす悪い奴
- ◇三波春夫さんが歌う懐かしの歌声「おーい〇〇〇〇さん 〇〇〇〇さんよ
土手で呼ぶ声 聞こえぬか…」
- ◇カソリックは神父。プロテstantでは?
- ◇火が出たけど〇〇で済んでよかったね
- ◇あることについて詳しく知っている人
- ◇「有りの実」ともいわれる果物は?
- ◇インフルエンザの予防〇〇〇〇〇をする
- ◇彼のスウィングは〇〇がぶれないねー
- ◇〇〇〇〇が真っ赤に色づきました



[作者略歴]
藤木順平(ふじき・じゅんぺい=本名・藤田順一)
フリーランスライター。

■解答を書いたクロスワードを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼り、住所・氏名・連絡先と広報誌の感想・ご意見などを一言ご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選で法人会オリジナル図書カード1,000円分を3名様へプレゼントいたします。〆切は1月末日までとさせていただきます。

《ハガキ送り先》
〒986-0032 石巻市開成1-35
石巻ルネッサンス館内
(公社)石巻法人会 クロスワード係

新規入会会員紹介

(平成30年7月～平成30年11月)（敬称略）

※入会日の若い順に掲載しております

正会員入会

(有)佐藤建材	情報非公開	石巻市北村字久米田七九一七
(株)イトウ工業	代表取締役	伊藤 貞雄 東松島市赤井字新館前六三
河北ライティングソリューションズ(株)	代表取締役	今野 康正 石巻市小船越字船形一四七
三陸化成(株)	代表取締役社長	阿部 竜志 石巻市中島字新石湊七一
株山一水産	情報非公開	
(有)大橋運輸	取締役	大橋 強 情報非公開
(有)境運輸	代表取締役	石巻市相野谷字本屋敷二番地
(有)ヤマト電設	取締役	境 俊一 情報非公開
未来建設工業(株)	代表取締役	織笠 克幸 情報非公開
高橋商事(株)	高橋 恒	石巻市蛇田字土和田三一
コーポラスK	熊谷 恵子	石巻市中島字清水田畠九六
(株)KRC石巻支社	情報非公開	
Y・S木工所	佐々木義信	
(株)ウインライフ石巻支店	岡本 隆	東松島市矢本字上河戸二〇一一三
日本歌手協会オフィス七瀬石巻事務所	七瀬 藍	石巻市大橋三丁目四一一〇
佐藤左官店	阿部 明子	石巻市新栄二丁目五市営一一五
阿部どうふや酒店	佐藤 亮	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神七〇一
ライズテック	情報非公開	A O 22 街区一画地

※その他、掲載を希望されない1社様にもご入会をいただきました。

賛助会員入会

12月3日 月 青年部会：租税教室	10:40 石巻市立湊小学校	11:10 東松島市立矢本東小学校
12月4日 火 中間監査会	12:00 石巻ルネッサンス館	18:30 未定
青年部会：租税教室	14:20 石巻市立鮎川小学校	17:00 江陽グランドホテル
12月5日 水 宮城県総務部私学・公益法人課公立大学・公益法人班立検査	10:30 石巻法人会事務局	13:40 東松島市立赤井小学校
12月6日 木 青年部会：租税教室	10:25 石巻市立東浜小学校	10:40 石巻市立和渕小学校
女性部会：租税教室	10:40 石巻市立石巻小学校	13:30 石巻市立向陽小学校
12月7日 金 県連第2回事務局職員研修会	13:30 PARM-CITY131	16:00 石巻グランドホテル
青年部会：租税教室	10:25 石巻市立中津山第一小学校	14:00 石巻ルネッサンス館
12月8日 土 インフルエンザ予防ワクチン接種	9:00 石巻ルネッサンス館	14:00 石巻ルネッサンス館
12月11日 火 青年部会：租税教室	10:45 東松島市立矢本西小学校	14:00 石巻ルネッサンス館
青年部会：租税教室	11:40	2月5日 火 法人税務セミナー③
12月12日 水 青年部会：租税教室	10:35 石巻市立二俣小学校	12:00 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
県連第3回事務局長会議	12:30 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)	15:00 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
12月13日 木 女性部会役員会	14:00 石巻ルネッサンス館	2月8日 金 法人女連：第4回部会長会議
12月14日 金 県青連：第3回租税教育推進委員会	18:30	15:00 県連第3回厚生委員会
12月15日 土 移動健診車による定期健康診断	8:30 石巻ルネッサンス館	2月13日 水 全法連税制セミナー
女性部会：フラワーアレンジメントセミナー	14:00 石巻グランドホテル	13:10 ハイアットリージェンシー東京
12月18日 火 県連：総務委員会	15:00 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)	18:30 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
納税表彰者を祝う会	18:00 割烹滝川	2月19日 火 県連第4回事務局長会議
1月7日 月 会議所：新年賀詞交歓会	17:00 石巻グランドホテル	12:30 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
1月8日 火 石巻税務署へ新年の表敬訪問	10:00 石巻税務署	2月20日 水 健康セミナー
1月15日 火 女性部会：租税教室	10:40 石巻市立蛇田小学校	14:00 石巻ルネッサンス館
青年部会：租税教室	13:30 石巻市立前谷地小学校	10:00 未定
1月16日 水 新春講演会	16:00 石巻グランドホテル	2月21日 木 人手不足時代のリーダー養成講座
新年賀詞交歓会	17:40	女性部会：新年の会員交流会
1月17日 木 青年部会：租税教室	9:35 石巻市立渡波小学校	未定 未定
女性部会：租税教室	10:40 石巻市立桃生小学校	未定 未定
1月18日 金 青年部会：租税教室	9:15 東松島市立矢本東小学校	2月25日 月 県連第4回事務委員会
青年部会：租税教室	10:20	15:00 県連設立30周年記念式典
		2月26日 火 県連第3回事務委員会
		15:00 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
		2月27日 水 県連第2回組織委員会
		15:00 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
		3月4日 月 全法連事務局セミナー
		13:30 ハイアットリージェンシー東京
		3月5日 火 県連第2回事業委員会
		15:00 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
		3月8日 金 県連第3回総務委員会
		15:00 法人会事務局会議室(仙台ビルディング)
		3月12日 火 県連第3回理事会
		15:00 仙台ビルディング
		3月14日 木 第3回正副会長会議
		11:00 石巻グランドホテル
		12:00 第3回理事会

※当会ホームページからも、行事予定がご覧いただけます。

<http://www.i-houjinkai.jp>

企業の皆様 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に（法人会自主点検チェックシート）と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8.（5）「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内 監査	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
(法人会 自主点検チェックシート)			

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面)17、「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	○○法人会会員 (役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	法人会の会員であることを ご記入ください。

*上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのスマート」を配信していますので、是非ご活用ください。

税についてのあなたの相談

まずはお電話で!

国税についてのご相談は、電話相談センターをご利用ください。

Step1

お近くの税務署へ電話をかけます。

石巻税務署 TEL0225-22-4151

Step2

最初の音声案内の①～③の中から「①」を選びます。

※税務署窓口での相談の予約などについては、「②」を選んでください。
※「番号が確認できません」という案内があった場合は、電話機の「*」を押してから番号を選んでください。
※1/4～3/15は、確定申告対応の音声案内に変わります。

① 電話相談センターでお受けします。

② 税務署からのお尋ね、税金の納付の相談、面接相談の予約などについて、おかげになった税務署でお受けします。

③ 消費税の軽減税率制度について、消費税軽減税率電話相談センターでオペレーターがお受けします。

Step3

その次の音声案内の
①～⑥の中から税目の番号を選びます。

① 所得税

② 給与、報酬・料金などの源泉徴収や支払調書

③ 購入所得(個人)・相続税・贈与税・財産の評価

④ 法人税

⑤ 消費税や印紙税

⑥ その他のご相談



電話相談センターの職員がお答えします。※ 通話料は、おかげになった税務署までの料金です。

 仙台国税局・税務署

法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

経営者はお亡くなりになったり就業不能状態になるなど、様々なリスクに取り組まれており、「会社をまもるための資金」と「家族をまもるための資金」の両方が必要です。大同生命ではリスクに対応した商品を組み合わせてご加入いただくトータル保障をご提案しています。



商品の正式名称は次のとおりです。Rタイプ：無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)、Jタイプ：無配当重大疾病保険、Tタイプ：無配当就業障がい保険(身体障がい者手帳連動型)、Mタイプ：無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)、収入リリーフ：無配当介護収入保障保険(無解約払戻金型)、介護リリーフ：無配当終身介護保障保険

ご検討ご契約にあたっては、「設計書」「契約概要」「注意喚起情報」「契約のおり」「約款」を必ずご覧ください。

記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。



(引受保険会社) DAIDO 大同生命保険株式会社 仙台支社 石巻営業所/宮城県石巻市穀町3-15 (太陽生命石巻ビル5F) TEL 0225-22-5551

F-29-1016(平成30年1月19日)

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



AIG損保
法人会のビジネスガード
Business Guard

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問合せ先

〒986-0812
宮城県石巻市東中里2-10-16富士火災石巻ビル
TEL.0225-23-1408 FAX.0225-94-6140

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

石巻支店

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。

(B-180010 2020-01)

アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

法人会フリーダイヤル

0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

(引受保険会社) アフラック 仙台総合支社